別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の3の(2)のホ中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の(4)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同4の(5)とし、同4中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の5中(11)を(12)とし、(10)から(6)までを(11)から(7)までとし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5)　非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の8の(5)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の(5)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(5)を同4の(6)とし、同4中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の6中(9)を(16)とし、(8)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15)　圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の6中(7)を(13)とし、(6)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　補助給水流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の6中(5)を(9)とし、(4)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)　非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7)　原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8)　蒸気タービンの附属設備に係る貯水設備内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の6中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　原子炉容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二の計測制御系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項の2中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同2の(3)中「記載すること。）」の下に「並びに設計上の空気の流入率」を加え、同(3)を同2の(4)とし、同2の(2)中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同(2)を同2の(3)とし、同2中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)　容器（中央制御室及び緊急時対策所の加圧を目的とするものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）